

雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例 【概要版】

目 的

この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の適正な実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図ることについて、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、町が講ずる措置について必要な事項を定め、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

基本理念

- 1 再生可能エネルギー事業は、町、事業者、町民その他の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。
- 2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災、景観その他の町民の生活環境に配慮し、適正に行われなければならない。

《指針》

地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針として下記事項を定める。

- (1) 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- (2) 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (3) 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (4) 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- (5) その他

《届出・住民説明会等》

規則で定める事業者は、再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階に届出が必要

- (1) 届出、公表
- (2) 住民への説明、報告、公表
- (3) 協議会、報告、公表

《その他》

事業者への助言、立入調査、措置勧告、許可等への配慮

《地域主導型事業の認定》

認定する事業

住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業

認定のため手続き

地域主導型事業計画を作成し、町に提出

認定後

町は、認定した地域主導型事業に関し、必要に応じて、助言・指導その他の支援を行う。